平成２１年（再ロ）第５号
函館市人見町２番19号
再生債務者　福谷　　勇
1　決定年月日時　平成21年８月３日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年８月31日まで
4　一般異議申述期間　平成21年９月14日から平成21年10月５日まで
函館地方裁判所

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２１年（再ロ）第１０００６号
東京都狛江市岩戸南３丁目２番35号エレガントミヤ201
再生債務者　宍倉　美保
1　意見聴取に付する再生計画案　平成21年７月２日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成21年８月17日まで
平成21年８月３日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２０年（再ロ）第１４号
高知市仁井田3355番地４
再生債務者　今井　照郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月31日
高知地方裁判所民事部個人再生係

平成２１年（再ロ）第１号
秋田県横手市猪岡字水上68番地22
再生債務者　鈴木　　仁
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月31日　秋田地方裁判所横手支部

平成２１年（再ロ）第６号
大阪府泉南市信達市場1738番地の４
再生債務者　岸本見八一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月31日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２１年（再ロ）第１号
京都府船井郡京丹波町妙楽寺仲畑６
再生債務者　近藤　泰弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月31日　京都地方裁判所園部支部

平成２１年（再ロ）第２号
和歌山県紀の川市平野61番地
再生債務者　前田　英紀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月31日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（再ロ）第３号
千葉県松戸市栄町５丁目370番地の３
再生債務者　内田富治人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月27日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月31日
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（再ロ）第２号
東京都足立区西新井栄町１丁目18番11―915号
再生債務者　兵頭　隆彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月28日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年７月31日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（再ロ）第６号
札幌市豊平区月寒東２条４丁目５番７号
カーサ月寒101号
再生債務者　大谷　真弘
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年８月３日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（再ロ）第７号
札幌市豊平区月寒東２条４丁目５番７号
カーサ月寒101号
再生債務者　大谷はるみ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年８月３日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２１年（再ロ）第２号
佐賀県三養基郡みやき町大字原古賀6428番地12
再生債務者　江川　一也
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成21年７月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成21年８月３日
佐賀地方裁判所民事部破産係

給与所得者等再生による免責決定

平成２１年（モ）第１７号
山口市穂積町２番42号
再生債務者　汐見　淳子
1　主文　再生債務者を免責する。
2　理由の要旨　再生債務者が再生計画を遂行することが極めて困難であり、かつ、民事再生法235条１項各号に定める事由がある。
平成21年７月31日　山口地方裁判所

公立学校共済組合役員の退職及び就職について

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第14条第４項の規定に基づいて、公立学校共済組合の役員の退職及び就職を次のとおり公告する。
平成21年８月11日
公立学校共済組合理事長　矢野　重典
（再任）　理事　佐藤健太郎
任期満了年月日　平成21年７月21日
任命年月日　平成21年７月22日
（退職）　理事長　工藤　智規
平成21年７月31日付け
（就職）　理事長　矢野　重典
平成21年８月１日付け

会社その他の公告

合併公告
左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしました。
効力発生日は平成二十一年十月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙、丙及び丁は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議は経ずに合併を決定しております。また、甲は乙、丙及び丁の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）甲のホームページ
http://www.kohsoku.com/tousika/kessan/jpack.html
（乙）乙のホームページ
http://www.kohsoku.com/tousika/kessan/shiki.html
（丙）丙のホームページ
http://www.kohsoku.com/tousika/kessan/plastic.html
（丁）丁のホームページ
http://www.kohsoku.com/tousika/kessan/jip.html
平成二十一年八月十一日
福島県いわき市内郷白水町浜井場二三番一号　（甲）常磐パッケージ株式会社
代表取締役　佐々木岳志
福島県いわき市内郷宮町金坂一番地　（乙）いわき紙器株式会社
代表取締役　佐々木岳志
福島県いわき市常磐上湯長谷町梅ヶ平六九番地の二　（丙）常磐プラスチック工業株式会社
代表取締役　佐々木岳志
岩手県一関市山目字沢内五五番地三　（丁）株式会社ジェイ・アイ・ピー
代表取締役　佐々木岳志